

広島市長 松井一實 様

8・20 豪雨土砂災害被害に対応求める要望

2014 年 12 月 24 日

日本共産党西地区委員会

地区委員長 嵯 隆秀

前市会議員 藤井とし子

安佐北区委員長 清水貞子

8 月 20 日の土砂災害被災者の生活再建、復興に向けて御奮闘されておられることに敬意を表します。被災地域の方々から頂いた以下の要望をお届けします。被災者に寄り添った対応をお願いします。

- 1、 災害でやむをえず独自で民間アパートなどに避難された被災者への支援が前進し、生活再建にむけて被災者を励ましています。しかし、残念ながらせつかくの支援策が対象者に周知されておりません。また、区役所の相談窓口での職員の対応が統一されていないため、支援策について、聞いた人と聞いていない人が出ており、被災者に不公平感と市への不信感が生じています。改めて支援策の周知徹底と相談窓口対応について統一されるよう要望します。
周知徹底については罹災台帳で把握されている被災者全員に支援策や支援物資の受け取り方について郵送等で知らせるようにしてください。
- 2、 復旧工事や不明者の搜索活動のため、重機などで家や塀など損壊した場合の修復が個人負担にならないよう行政の責任で補償してください。こういう事例が何件あり、現在対応はどうなっているのか。今後どうしていくのか教えてください。
- 3、 避難勧告を速やかに住民に知らせるのに有効なサイレンスピーカーを早期に整備して下さい。
- 4、 広島市の水源涵養保安林に指定されている安佐北区の押手山の登山道沿いの維持管理作業道 300メートル位が土石流で流されて使用でき

なくなっています。この道路の復旧をしてください。

- 5、 宅地内や農地の土砂がれきの撤去は広島市が撤去することになりましたが、地域が緑井と八木地域のみを対象となっています。安佐北区の深川と白木桧山地域も対象にしてください。

6、義援金の配分について

- 1、 緑井町の緑井墓苑が土石流被害を受け、700基以上のお墓が流されました。墓石のほとんどが破壊され処分するしかない状態です。お墓の復旧のため費用も掛かります。義援金第3次配分の対象にしてください。
- 2、 第2次配分で空き家も対象拡大されましたが、転勤などでの不在の場合に限られるなどの制限を窓口でされています。被災した空き家の実質的な管理者も対象とされるように要望します。
- 3、 八木緑井地域以外にも今回の豪雨による浸水被害が発生しています。床下に浸水した被害について義援金3次配分の対象としてください。
- 4、 現行の市の災害見舞金制度では直接土石流に巻き込まれるなど怪我で1月以上の治療を要する方に10万円が支給されます。今回の土砂災害では大量の土砂や瓦礫の片づけ中の怪我、長期にわたるボランティアの対応で体調を壊し、通院するなど医療費がかかった被災者は対象にされません。こういった被災者も3次義援金の対象にして下さい。
- 5、 可部東6丁目地域は避難指示も出された地域でもあり、長期に避難生活を余儀なくされていたにもかかわらず、義援金の第2次配分の対象とされていません。義援金の対象にしてください。